

(1) 大牟田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
(出産育児一時金の額の見直し)

1. 改正の趣旨について

国において、子育て世帯への支援の強化として出産育児一時金の見直しが行われ、令和5年4月より「42万円」から「50万円」へ引き上げられることとなったため、大牟田市国民健康保険条例の一部改正を行うもの。

2. 出産育児一時金について

出産育児一時金は、健康保険法に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその扶養家族が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

	支給金額	内 容	
現在	420,000 円	本来分	408,000 円
		産科医療補償制度掛金	12,000 円
令和5年4月～ (予定)	<u>500,000 円</u>	本来分	488,000 円(+80,000 円)
		産科医療補償制度掛金	12,000 円

産科医療補償制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、以下の3つの目的で平成21年1月に創設された。なお、産科医療補償制度に係る掛金は、出産育児一時金に含め支給している。

- ▶ 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償
- ▶ 脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供
- ▶ これらにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る

3. 「大牟田市国民健康保険条例」の改正について

「出産育児一時金」については条例、「産科医療補償制度の掛金」については規則で定めていることから、条例について所要の改正を行うもの。

「大牟田市国民健康保険条例」の改正

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

※出産育児一時金は 48.8万円+1.2万円(産科医療補償制度の掛金) = 50万円を支給

4. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。なお、改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。